



# 鳥取県公報

平成14年7月16日(火)  
第7400号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定 (384) (健康対策課) ..... 1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (385) ( " ) ..... 1
	農地保有合理化事業規程の承認 (386) (経営支援課) ..... 2
	臨時種畜検査の実施 (387) (畜産課) ..... 2
	保安林の指定の解除予定 (388) (森林保全課) ..... 2
	都市計画の変更予定 (389) (都市計画課) ..... 3
教委告示	定例教育委員会の招集 (15) (総務福利課) ..... 3
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (2件) (管理課) ..... 4

## 告 示

### 鳥取県告示第384号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の6第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年7月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
倉元歯科クリニック	境港市渡町2892 - 1	平成14年5月9日
ふそう片山内科医院	鳥取市西品治644 - 1	平成14年6月14日
佐々木歯科医院	鳥取市商栄町156 - 3	平成14年7月1日
しみず歯科クリニック	鳥取市叶293 - 22	"
ひまわり内科クリニック	鳥取市雲山243 - 38	"
かわぐち皮膚科	鳥取市吉成779 - 40	平成14年7月15日
有限会社ひだまり薬局	米子市安倍40 - 3	平成14年7月1日
ヒエズ調剤薬局	西伯郡日吉津村大字日吉津2284 - 1	平成14年7月15日

### 鳥取県告示385号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の6第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年7月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
ひまわり内科クリニック	鳥取市雲山243 - 38	平成14年6月30日
ヒエズ調剤薬局	西伯郡日吉津村大字日吉津1451 - 5	平成14年7月13日

**鳥取県告示第386号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1項の規定に基づき農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成14年7月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 承認を受けた者の名称及び所在地  
鳥取いなば農業協同組合  
鳥取市行徳一丁目103
- 承認年月日  
平成14年7月11日
- 承認に係る農地保有合理化事業の種類  
農地売買等事業  
研修等事業
- 承認に係る農地保有合理化事業の実施地域  
気高町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域）

**鳥取県告示第387号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成14年7月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

検 査 日 時	検 査 場 所	家畜の種類
平成14年8月7日 午前10時から	東伯郡赤碕町大字松谷606 鳥取県畜産試験場	牛
平成14年8月7日 午後2時から	鳥取市国安210 鳥取家畜保健衛生所	牛

**鳥取県告示第388号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年7月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字市瀬字篠ヶ川2495の17、2495の19
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
河川管理施設用地とするため

**鳥取県告示第389号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成14年7月16日から同月30日まで米子市役所（米子市加茂町一丁目1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成14年7月30日までに知事に意見書を提出することができる。

平成14年7月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
米子境港都市計画道路3・3・9号米子駅陰田線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
米子市末広町、弥生町及び大谷町

---

**教 育 委 員 会 告 示**

---

**鳥取県教育委員会告示第15号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成14年7月16日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

- 1 日時 平成14年7月18日（木）午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - （1）鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について
  - （2）その他

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年7月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 工事の概要

- (1) 工 事 名 鳥取情報ハイウェイ整備工事 (泊～倉吉～赤碕)
- (2) 工事場所 鳥取県中部地域
- (3) 工事内容

本件工事は、平成13年度からの継続事業である情報ハイウェイ整備工事のうち、中部地区内における光ケーブル幹線の敷設並びに天神川流域下水道公社構内及び中部総合事務所構内への光ケーブルの敷設を行うものである。

### (4) 工事の概要

- ア 管路内光ケーブル敷設工事 (ケーブル仕様 S M200C、S M160C) 一式
- イ 光ケーブル架渉工事 (ケーブル仕様 S M160C - S S D) 一式
- ウ 構内光ケーブル敷設工事 (ケーブル仕様 S M16C) 一式

(5) 工 期 平成14年8月から平成15年2月28日まで

(6) 予定価格 401,622,900円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

### 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 電気通信工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 又は平成13年鳥取県告示第291号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、通信設備工事に係るものを有すること。
- (4) 平成14年7月16日 (火) から同月26日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成14年4月1日 (月) からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
- (6) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間にあるものに限る。) の結果における電気通信工事の総合評点が1,000点以上であること。
- (7) 平成5年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している電気通信工事で、管路内に光ケーブルを10キロメートル以上敷設したものを (以下「同種工事」という。) を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が50パーセント以上のものに限る。
- (8) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
  - ア 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等 (以下「技術者等」という。) として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同

種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

イ 電気通信工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術資格者証の交付を受けている者であること。

(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、(8)に掲げる監理技術者に加え、(8)のイに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年7月16日(火)から同月26日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

#### ア 交付期間及び時間

平成14年7月16日(火)から同月26日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

#### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課(中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、参加資料作成要領に基づき作成した参加資料を次により提出するものとする。

#### ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

#### イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

#### ウ 提出方法

持参すること。

#### (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

### 4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる

ときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年7月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 工事の概要

(1) 工 事 名 9・6・1号布勢総合運動公園公園整備工事(1工区)

(2) 工事場所 鳥取市布勢

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工により、布勢総合運動公園陸上競技場の改修工事を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

全 天 候 舗 装 工 A = 13,145㎡

表層アスファルト舗装工 A = 12,382㎡

上 層 路 盤 工 A = 5,904㎡

下 層 路 盤 工 A = 693㎡

競 技 設 備 一 式

(5) 工 期 平成14年8月から平成15年3月28日まで

(6) 予定価格 573,500,550円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成12年鳥取県告示第330号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。)又は平成13年鳥取県告示第291号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、ほ装工事に係るものを有すること。

ウ 平成14年7月16日(火)から同月26日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成14年4月1日(月)からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

## (3) 共同企業体の代表者の資格

ア ほ装工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 平成5年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している財団法人日本陸上競技連盟が定める第1種又は第2種の公認陸上競技場に係る全天候舗装工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成5年以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(ウ) ほ装工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

エ 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、ウに掲げる監理技術者に加え、ウの(イ)及び(ウ)に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

## (4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア ほ装工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札参加資格のうち、ほ装工事のA級に係るものを有し、かつ、入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載されたほ装工事における総合点数が980点以上であること。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を選任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工監理の検定に合格した者であり、かつ、ほ装工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

エ 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、ウに掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、ウの(ア)又は(イ)に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

## 3 技術資料等の作成及び提出

## (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年7月16日（火）から同月26日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm> / <http://www.pref.tottori.jp/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

## ア 交付期間及び時間

平成14年7月16日（火）から同月26日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

## イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉地方県土整備局総務課 (中部総合事務所内)  
米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子地方県土整備局総務課 (西部総合事務所内)  
日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係 (電話番号0857 - 26 - 7347) とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるときは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(7) 本件工事に係る工事請負契約の締結は、鳥取県議会の議決を要するものである。